

第一条関係

改正案	現 行
埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
第一条 (略) (給与の種類) 第二条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 第三条～第五条 (略) (扶養手当) 第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第二号から第五号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(削る)</u> <u>一～五</u> (略) 第七条 (略) (住居手当) 第八条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 一 (略) 二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出</u>	第一条 (略) (給与の種類) 第二条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 第三条～第五条 (略) (扶養手当) 第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第一号及び第三号から第六号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。 <u>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>二～六</u> (略) 第七条 (略) (住居手当) 第八条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 一 (略) 二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住

改正案	現 行
<u>をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条及び第二十条第二項において同じ。）</u>が居住するための住宅（管理者が指定する住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの	するための住宅（管理者が指定する住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
第九条・第十条 （略）	第九条・第十条 （略）
<u>（在宅勤務等手当）</u> <u>第十条の二 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。</u>	<u>（新設）</u>
第十一条～第十三条 （略）	第十一条～第十三条 （略）
（管理職員特別勤務手当） 第十四条 （略） 2 管理職員特別勤務手当は、前項に規定する指定管理職員のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後十時から翌日の</u>午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した指定管理職員に対して支給する。	（管理職員特別勤務手当） 第十四条 （略） 2 管理職員特別勤務手当は、前項に規定する指定管理職員のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前零時から</u>午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した指定管理職員に対して支給する。
第十五条～第十七条 （略）	第十五条～第十七条 （略）
<u>第十八条 削除</u>	<u>（特定任期付職員業績手当）</u> <u>第十八条 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（第二十五条において「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u>
（退職手当） 第十九条 （略） 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第	（退職手当） 第十九条 （略） 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第

改正案	現 行
一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日 <u>及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日</u>を含む。）が十八日（<u>一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～4 （略） 第二十条～第二十二条の三 （略） （会計年度任用職員についての適用除外等） 第二十三条 第四条から第六条まで、第八条、第十条、第十一条 <u>及び第十四条</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第二十四条 第五条、第六条及び第十九条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員には適用しない。 2 （略）	一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～4 （略） 第二十条～第二十二条の三 （略） （会計年度任用職員についての適用除外等） 第二十三条 第四条から第六条まで、第八条、第十条、第十一条、<u>第十四条及び第十八条</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第二十四条 第五条、第六条、<u>第八条</u>及び第十九条の規定は、地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員には適用しない。 2 （略）
（特定任期付職員についての適用除外等） 第二十五条 第四条から第六条まで、第八条、第十二条 <u>及び第十三条第二項</u>の規定は、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（次項において「特定任期付職員」という。）</u>には適用しない。 2 （略）	（特定任期付職員についての適用除外等） 第二十五条 第四条から第六条まで、第八条、第十二条、<u>第十三条第二項及び第十七条</u>の規定は、<u>特定任期付職員</u>には適用しない。 2 （略）

第二条関係

(傍線部分は、改正部分)

改正案	現 行
埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十七号） （略） 附 則 1 （略） 2 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第六条及び第十九条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十七号） （略） 附 則 1 （略） 2 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第六条、<u>第八条</u>及び第十九条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。